

栃木県吹奏楽コンクール実施規定

改定 平成21年4月1日

(総 則)

- 第1条 コンクールは、栃木県吹奏楽連盟（以下「本連盟」という）に加盟するの中から参加申し込みをした吹奏楽団体が参加して毎年7・8月に実施する。
- 第2条 実施会場は、その年ごとに本連盟常任理事会でこれを定める。
- 第3条 常任理事会は毎年総会までに、その年度の栃木県吹奏楽コンクールについての参加要項など必要事項を決定する。

(実施部門および参加人員)

第4条 実施部門は次の通りとし、参加団体は所属する部門に参加するものとする。

- | | | |
|----------|-----------|----------|
| ①小学校部門※ | ②小学校D部門 | ③中学校A部門 |
| ④中学校B部門※ | ⑤中学校C部門 | ⑥中学校D部門 |
| ⑦高等学校A部門 | ⑧高等学校B部門※ | ⑨高等学校C部門 |
| ⑩高等学校D部門 | ⑪大学部門 | ⑫職場・一般部門 |

※については、更に「コンクールの部」・「フェスティバルの部」を設ける。

第5条 各部門の参加人員は次の通りとする。

- | | |
|--------------------|--------------------|
| ①小学校部門……………自 由 | |
| ②中学校A部門……………50名以内 | ③中学校B部門……………35名以内 |
| ④中学校C部門……………25名以内 | ⑤中学校D部門……………自 由 |
| ⑥高等学校A部門……………55名以内 | ⑦高等学校B部門……………35名以内 |
| ⑧高等学校C部門……………25名以内 | ⑨高等学校D部門……………自 由 |
| ⑩大学部門……………55名以内 | ⑪職場・一般部門……………65名以内 |

※ 指揮者は、この人数に含めない。

※ 小学校・中学校B・高等学校B各部門の「フェスティバルの部」においては、上記の人数の他に楽器演奏以外の出演者（歌や踊り等のパフォーマンス）を加えることができる。

※ 参加申込み人数の増員は各年度のコンクール代表者打ち合わせ受け付け終了時まで認める。減員の場合には参加費等の払い戻しはしない。

(資 格)

第6条 各部門の参加資格は次の通りとする。

- ①小学校部門

構成メンバーは、同一小学校に在籍している児童とする。

②中学校A部門

構成メンバーは、同一中学校に在籍している生徒とする。(同一経営の学園内小学生の参加は認める)

③中学校B部門

構成メンバーは、同一中学校に在籍している生徒とする。(同一経営の学園内小学生の参加は認める)ただし、県コンクールA部門に出演する学校は、県代表にはなれない。

④高等学校A部門

構成メンバーは、同一高等学校に在籍している生徒とする。(同一経営の学園内小学生・中学生の参加は認める)

⑤高等学校B部門

構成メンバーは、同一高等学校に在籍している生徒とする。(同一経営の学園内小学生・中学生の参加は認める)ただし、県コンクールA部門に出演する学校は、県代表にはなれない。

⑥大学部門

構成メンバーは、同一大学(大学院も含む)に在籍している学生とする。

⑦職場・一般部門

団体構成メンバーは当該団体の団員とする。ただし、次の第8条に該当するメンバーおよび職業演奏家の参加は認めない。

第7条 同一奏者が二つ以上の団体に重複して出演することは認めない。また課題曲・自由曲は同一メンバーが演奏しなければならない。ただし、楽器の持ち替えは認める。

第8条 指揮者の資格については制限しないが、次の事項は厳守すること。

①課題曲・自由曲とも同一人が指揮すること。

②中学校B・高等学校B部門においては、同一指揮者が同一部門の二つ以上の団体に重複して指揮をすることは認めない。

③小学校部門においては、県コンクールまでは同一指揮者が同一部門の複数の団体を指揮することを認める。但し、同一指揮者が指揮をする団体が複数県代表になった場合には、指揮者を変更し、上部大会に出場しなければならない。

第9条 参加者の資格に疑義があるときは、出演停止または入賞取り消しの処分をすることがある。

※ 職場・一般部門については、楽器名・氏名を記載した出演者名簿を、大学部門については、楽器名・氏名・学部・学科・学年を記載した出演者名簿を、参加申込時に栃木県吹奏楽連盟事務局へ提出すること。

(課題曲・自由曲および演奏時間)

第10条 (編 成)

- 1 課題曲は、スコアに指定された編成を尊重すること。
自由曲の編成は、木管楽器、金管楽器、打楽器（擬音楽器を含む）とする。ただし、コントラバス、ピアノ、チェレスタ、ハープの使用および曲中のスキヤット（声）は認める。
- 2 課題曲・自由曲ともにヴァイオリン、ヴィオラ、チェロ、電子楽器（エレキベースを含む）を使用することはできない。ただし、B部門フェスティバルの部に関してはこの限りではない。

第11条 中学校A部門、高等学校A部門、大学部門、職場・一般部門に出演する団体は、その年度に選定された課題曲を演奏し、後に各自選定の自由曲を演奏して審査を受けるものとする。

第12条 小学校部門、中学校B部門、高等学校B部門に出演する団体は、自由曲一曲を演奏して審査を受けるものとする。（A部門の課題曲を用いてもよい。）

第13条 課題曲および自由曲は県予選で用いたものとする。ただし、小学校、中学校B、高等学校Bの「フェスティバルの部」についてはこの限りではない。

第14条 著作権の存在する楽曲を編曲して自由曲とする場合は、事前に著作権の許諾を受けねばならない。この許諾を受けずにコンクールに出演することは認めない。

- (注) 1) 作曲者の死後およそ50年を経っていない大半の作品には著作権が存在する。
2) 編曲の管理は日本音楽著作権協会ではなく著作権者（作曲者またはその楽譜の出版社）が行っている。

第15条 演奏時間は課題曲と自由曲を含めて12分以内とする。自由曲のみの部門は7分以内とする。演奏時間とは課題曲の演奏開始から自由曲の終了までの時間をいう。各部門とも演奏時間が超過した場合は失格として審査の対象としない。

第16条 演奏は原則としてステージ上で行う。ただし、オフステージでの演奏を希望する団体は、申込時にその旨を栃木県吹奏楽連盟に申請し、許可を受けるととする。また、演奏者が何らかの理由により移動しなければならない場合は、ステージ上を移動する。

第17条 指揮台、指揮者用譜面台、演奏者用譜面台は常設とする。（ただし、小学校部門と各B部門フェスティバルの部は除く）

第18条 ステージ上へハープの台やコントラバスの台、自前の反響板や平台等を持ち込むことはできない。

第19条 演奏開始時刻に間に合わなかった団体は、原則として失格とし、審査の対象

としない。

第20条 出演順序は毎年代表者打合会において決定する。ただし、実施部門順はその年度ごとに常任理事会において決定する。

(演奏に関する諸権利)

第21条 コンクール出演に伴うすべての演奏に関して、下記のすべての権利は本連盟に帰属し、本連盟がこれを利用することについてコンクール出演者は何らの異議を述べることができない。

- ①ラジオ、テレビ等の放送をすること。
- ②放送のためであると否と問わず、録音・撮影をすること。
- ③DVD・CD等制作のための撮影・録音、および複製販売をすること。
- ④写真を撮影し、その写真を複製すること。またそれらを頒布販売すること。

※ 参加申込書を提出した時点で、上記内容を承諾したものとみなす。

(審査員並びに表彰)

第22条 栃木県吹奏楽コンクールの審査員はその年ごとに常任理事会が選出し、これを理事長が委嘱する。審査員の数は原則として5名とする。

第23条 審査員公表後は、該当年度の審査員に指導を依頼したり指導を受けたりしてはならない。また、審査員への金品等の贈与は禁止する。

上記に違反したことが発覚した場合、または主催者が違反行為に該当すると判断した場合、小学校、中学校、高等学校の部においてはその年度の指導者(指揮者)の参加を認めない。大学、職場・一般の部においては当該団体のコンクール参加を認めない。大会終了後に発覚した場合は入賞を取り消しとする。

第24条 審査方法は理事会の定める栃木県吹奏楽コンクール審査内規による。

第25条 審査員の委嘱後、審査員各個人の理由により、審査員総数の5分の1以内の人員に審査不能の状態が生じ、補充が困難な場合は減員のまま審査を行うものとする。

第26条 表彰は部門ごとに金賞・銀賞・銅賞のいずれかを贈る。

(東関東吹奏楽コンクールへの推薦)

第27条 東関東吹奏楽コンクールへの推薦団体数は次の通りとする。

- ①各部門(小学校部門、中学校B部門、高等学校B部門を除く)の金賞団体の中から、年度ごとに東関東吹奏楽連盟が決定する団体数を栃木県代表として推薦する。

平成22年度代表団体数

小学校部門	4 団体	5 団体
中学校 A 部門	4 団体	
中学校 B 部門	5 団体	
高等学校 A 部門	4 団体	
高等学校 B 部門	5 団体	
大学部門	1 団体	
職場・一般部門	4 団体	

②東関東吹奏楽コンクールへの出演順は、推薦を受けた団体により栃木県分について新たに抽選し決定する。

(そ の 他)

第28条 コンクール実施に当たって常任理事会が必要と認めた場合は、共催または後援団体を持つことができる。また、賞状・賞品の授与を受けることができる。

第29条 その他開催上の細目については常任理事会が定める。

第30条 この規定は常任理事会の議決により改定することができる。